

2020年（令和2年）11月17日

福岡拘置所

所長 林 田 克 紀 殿

福岡県弁護士会

会 長 多 川 一 成

福岡県弁護士会人権擁護委員会

委員長 中 原 昌 孝

要 望 書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現に期するために人権擁護委員会を設け、人権救済申立を受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置を採ることとしております。

この度、申立人●●●●●●●●●●氏の人権救済申立にかかる案件について、当会の人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果に基づき、貴殿に対し、下記のとおり、要望することが相当であるとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会において承認しました。

本要望をすることとした理由は、別紙「要望の理由」記載のとおりです。

記

申立人は、死刑確定者として貴所の施設に収容されているものであるところ、平成27年11月10日、国を被告として、主位的に国庫帰属処分又は領置された私物の返還、予備的にその私物の財産権侵害の損害賠償を求めて、福岡地方裁判所に訴訟を提起しました（以下、「本件訴訟」といいます。）。

福岡地方裁判所は、平成28年3月18日、本件訴訟を書面による準備手続に付し、その後の審理の結果、第1回口頭弁論期日を平成29年2月17日午前10時30分と指定したため、申立人は、同年1月18日、貴所に対し、上記期日への出頭願を出したところ、同月19日、貴所は、上記申立人の出頭を不許可としました。

また、申立人は、同年2月1日、福岡地方裁判所に対し、期日変更申請を行い、これを受けて、福岡地方裁判所は、同月7日、上記期日を取り消すとともに、再度、第1回口頭弁論期日を同年3月24日午後1時30分と指定したため、申立人は、同年2月9日頃及

び同年3月21日、再度、上記期日への出頭願を出したところ、同年2月9日頃及び同年3月21日、貴所は上記申立人の出頭をいずれも不許可としました。

しかしながら、民事裁判の当事者が裁判に自ら出廷する権利（以下、「出廷権」といいます。）は、裁判の本質、自己決定の原則、適正手続保障、対審手続保障、公正な審理を受ける権利、武器対等の原則に根ざすものであり、憲法32条、82条1項、31条、13条及び国際人権B規約14条1項によって保障された極めて重要な基本的人権であって、被収容者についてもこの出廷権が人権として保障されています。

そして、出廷権が基本権を確保するための基本権として重要性を有し、被収容者にも等しく保障されていることに照らせば、裁判所が具体的な訴訟において訴状審査、事前の争点整理等を尽くした上で民事訴訟手続の上の必要性及び心証形成の必要性のため口頭弁論期日に出頭を求めた場合には、原則として被収容者にも出頭は認められなければなりません。

例外として、当該具体的事情の下で、出頭を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があることが十分な根拠に基づいて認められ、そのために出頭を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り、出廷権の制限が許されるものと解すべきです。

本件においては、本件訴訟が係属していたのは貴所の管内の福岡地方裁判所であるところ、貴所は、同裁判所まで日常的に多数の被収容者の刑事裁判への出頭のための護送業務を行っている一方で、申立人の出頭に伴う人的・物的な負担の増加等は、書面による準備手続を経た後の第1回口頭弁論期日のための一度限りのものに過ぎません。

したがって、本件において申立人に出頭を許すことによって、貴所の刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があるとは認められないのであって、そのために申立人の出頭を制限することが必要かつ合理的であるとも認められず、申立人の期日への出頭の不許可処分は、申立人の出廷権を侵害しているものといえます。

よって、貴所に対し、

- 1 今後被収容者が、貴所に対し、裁判所から呼出状が送付されるなど出廷を求められ、それを理由として出廷する許可を申し出た場合、原則として出廷を許可すべきであり、例外として当該具体的事情の下で、出頭を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があることが十分な根拠に基づいて認められ、そのために出頭を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り、不許可とすべきこと

2 不許可の場合には被収容者に対し具体的な理由を告知するなどして、被収容者の裁判を受ける権利，自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利の実現に十分努めること
を要望いたします。

以上